

堺市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき財政援助団体監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年3月26日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信	貴	良
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

財政援助団体監査

第2 監査の対象

社会福祉法人堺市社会福祉協議会

第3 監査の対象期間

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和6年11月1日～令和7年3月26日

第5 団体の概要

1 設立年月日

昭和27年5月30日

2 設立目的

堺市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

3 主な事業内容

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業に関する総合的企画
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (7) 共同募金事業への協力
- (8) ボランティア活動の振興
- (9) 福祉サービス利用援助事業
- (10) 生活福祉資金貸付事業

- (11) ファミリーサポートセンター事業
- (12) 地域包括支援センター事業
- (13) 権利擁護サポートセンター事業
- (14) 生活困窮者自立相談支援事業
- (15) 法人後見事業
- (16) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- (17) (1)から(16)までの事業を行うための総合福祉会館の設置運営
- (18) その他この法人の目的達成のため必要な事業

4 役員及び職員数（令和6年3月31日現在）

会長 1人

副会長 5人

理事 14人 うち常務理事1人

監事 2人

職員 141人（常務理事が事務局長を兼務）

うち常勤職員107人（堺市からの派遣8人含む）、非常勤職員34人

5 堺市からの補助金

令和5年度に社会福祉法人堺市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に交付した補助金は8事業、計5億7,261万2,727円であり、補助金の名称等については、別紙参考資料のとおりである。

6 所管部局

健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課

健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課

子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課

第6 監査の項目及び結果

当該団体において、市の補助金が補助目的に沿って適正に執行されているか、補助金にかかる収支報告は基礎となる会計帳簿に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 交付要綱について

交付要綱は法令等に適合し、補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確にされているか、公益上の必要性は十分か、補助金に関する条件及び補助金の額の算定等は明確に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 交付手続について

事業計画書等と補助金の交付申請書等は符合し、交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか、精算報告は適正になされ、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か、また、補助金の効果等の確認は実績報告書等により適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 経理について

出納関係帳票の整備、記帳は適正か、領収書等の証拠書類等の整備、保存は適切か、補助金にかかる収支の会計経理は適正か、また、会計処理上の責任体制は確立されているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 協議会の経理規程では、固定資産について、固定資産管理台帳を備え、固定資産の保全状況及び異動について所要の記帳整理をしなければならないとされている。

しかし、固定資産の管理状況を確認したところ、プールほか4件について、撤去していたにもかかわらず、固定資産台帳及び貸借対照表の固定資産に計上されたままになっていた。

[事業資金残高の適切な管理について（意見）]

堺市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金について、市は国費を原資とするもの（以下「補助金（国費充当分）」という。）と市費を原資とするものを、協議会へ交付している。協議会では、当補助金を含むひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の会計経理について、他事業

の会計経理と分けて管理することとされている。

補助金（国費充当分）の国費の補助率は、協議会の事業費の9割となっており、国費の交付額と協議会の事業費（実支出額）の9割（以下「実績額」という。）との差額について、年度ごとに返還することは、国から求められていない。そのため、市は補助金（国費充当分）の交付額と実績額との差額の返還を協議会に求めておらず、結果として当該差額は事業資金として協議会が保有している状態にある。なお将来、当貸付事業において新規貸付が終了する場合には、その後債権管理のため最長9年にわたる事務費が必要になる見込み、とのことである。

令和5年度の補助金（国費充当分）では、貸付金への申込受付終了後（申込期日は令和5年12月28日）に協議会から市に対して補助金交付申請（令和6年1月）が行われた。この時、協議会は貸付金を国費の交付申請時（令和5年9月）における貸付金見込額で積算しており、市は協議会の申請額どおりの補助金交付を行った。そのため、補助金（国費充当分）の交付額と実績額との差額が約760万円生じた。また、令和5年度には国費の交付申請時点では考慮していなかった償還金収入なども生じたため、結果として令和5年度末の事業資金残高は前年度末より約866万円増加した。

平成28年度から開始された当貸付事業において協議会には既に一定の資金残高がある中で、今後も、協議会が事業資金残高の状況を特段考慮せず、また市が国費の交付申請時における貸付金見込額を基に補助金（国費充当分）の交付を行えば、貸付金が事業費の大半を占める以上、事業資金残高は年々増加し続けるおそれがある。

協議会は、必要以上の事業資金を保有することがないように、当貸付事業に必要な資金の規模を精査されたい。また、市は、協議会の事業資金残高や貸付金の受付状況等を考慮の上、補助金（国費充当分）の交付を行われたい。

4 補助金交付団体への指導等について

補助金交付団体への指導監督は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

5 補助事業について

事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか、補助金の交付目的や効果から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。